

News Release (1)



【平成28年8月4日（木）午後2時発表】

▼地区計画の決定および変更を行いました

▼概要

7月26日（火）に、南丹市内において4地区の地区計画の決定および変更を行いました。新たに地区計画の決定区域に含まれる地域において、土地区画形質の変更や建築などを行う場合は、着工日の30日以上前に地区計画の届出をしていただく必要があります。

【変更】

●名称：内林町地区地区計画

●対象地域：南丹市園部町内林町の一部

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により、ナイトクラブの一部が風俗営業から除外されたことを受け、同地区計画の規制を一部緩和しました。

【決定】

●名称：旧川辺小学校地区地区計画

●対象地域：南丹市園部町船岡の一部

●名称：旧新庄小学校地区地区計画

●対象地域：南丹市八木町船枝の一部

●名称：旧吉富小学校地区地区計画

●対象地域：南丹市八木町鳥羽の一部

南丹市内の各小学校跡地施設の利活用検討委員会の検討結果を基に、施設利活用の方向性を定めた地区計画を策定しました。

これにより、市街化調整区域の立地基準を一部緩和し、地域の実情に応じた施設の活用が可能になりました。

※廃校になった小学校施設の区域が対象で、それ以外の市街化調整区域についてはこれまでどおりの立地基準となります。

▼この記事に関するお問い合わせ

土木建築部 都市計画課 担当：木村

（電話 0771-68-0052）